

資料

「生活福祉資金貸付制度の課題についての一考察

—介護・療養資金貸付相談の事例検討を通して—

佛教大学 福祉教育開発センター

佐藤順子

介護・療養資金の貸付相談の状況

A 県 B 市社会福祉協議会において、2001 年 4 月以降、調査日の 2003 年 7 月 30 日までの 2 年 3 ヶ月の間、5 件の介護・療養資金貸付相談があった。

これは社会福祉協議会に実際に相談があった件数ではなく、相談者・民生児童委員・社会福祉協議会担当者の三者で面談を行なった相談を件数としてカウントしている。

5 件の内、貸付となったのは、2001 年度 0 件、2002 年度 1 件、2003 年 4 月から同 7 月 30 日の間に 1 件の計 3 件であった。

貸付となった事例は以下の通りである。

貸付となった相談事例

①

(家族構成)

夫婦と子(夫 50 代会社員,妻 40 代パート勤務,子 20 代会社員)の 3 人世帯

(申請理由)

世帯主の傷病の治療費が支払えない(心筋梗塞のため,入院見込み期間が入院 1 ヶ月半,通院見込み期間が 1 年間である)

(経過)

世帯主は会社員で,申請日時点で約 20 万円の就労収入があり,1 ヶ月後からは約 10 万円の傷病手当金を受給する予定である。さらに妻のパート収入が数万円,子の就労収入が約 17 万円,世帯合計で約 30 万円から 40 万円の月収がある。

また,それまでの医療費捻出のため 100 万円以上の消費者金融業者からの債務があったほか,国民金融公庫への住宅ローンの返済があり,合計月々 10 万円余りを消費者金融業・国民金融公庫に返済中である。

世帯員全員が社会保険に加入中である。

世帯主は以前にも他の疾患のため,療養資金貸付を受けたことがある。

(対応)

担当者の助言で弁護士を紹介したが、収入要件から自己破産は認められなかった。
また、生活保護申請をすすめたが、稼働収入が基準を上回るため、受理されなかった。
収入要件は貸付基準を超えていたが、子が家計にお金を入れないという世帯の事情があるため、子の収入を認定しないこととした。
その結果、療養資金の貸付となった。

②

(家族構成)

母と子の2人世帯(母60代無職,子30代自営業)

(申請理由)

子の傷病の治療費が支払えない(下肢外傷のため,8ヶ月間の通院見込みである)

(経過)

子は、通院中の病院の医療ソーシャルワーカーから生活福祉資金貸付制度の存在を聞いて相談にいった。

母は年金月約4万円受給中であり、子の収入は不安定である。

2人とも国民健康保険に加入中である。

(対応)

担当者は生活保護申請をすすめるが、扶養義務調査を忌避し、申請にいたらなかった。

民生児童委員の働きかけで、同一県内に居住している別夫が連帯保証人となることを承諾した。

その結果、療養資金の貸付となった。

上記の二例が貸付決定に至ったのは、前提として民生児童委員が世帯の状況を把握した上で、

- ①は子が就労収入を家計に入れられないという世帯の事情があることから、子の収入を認定しなかったこと
- ②では民生児童委員が別夫に働きかけて連帯保証人となることを承諾してもらったという、民生児童委員と世帯との援助関係が成立した事例といえよう。

次に貸付にいたらなかった相談事例を見てみると、以下の通りである。

貸付にいたらなかった相談事例

①

(家族構成)

夫婦と子の3人世帯（夫50代会社員,妻40代無職,子10代学生）

（申請理由）

夫の傷病の治療費等が支払えない（悪性腫瘍のため,長期にわたる治療が必要といわれた）

（経過）

レーザー治療が必要と言われたが,健康保険適用外のため100万円が必要となる。

さらに,治癒見込み・治療期間が不明であったため,療養見込期間及び療養費概算額を記載した診断書を医療機関に作成してもらえなかった。

また,該当する治療が健康保険の例によるものではないため,貸付対象とならない。

そのため,貸付にいたらなかった。

②

（家族構成）

単身世帯（20歳代男性,無職）

（申請理由）

世帯主の通院費支払いが困難になった（腎臓移植術後の通院費自己負担金が支払えなくなった）

（経過）

世帯主の医療費滞納金が申請日時点で10万円余りある。

県内の病院ではないため,自己負担金は償還払いであるが,自己負担金が支払えない。通院見込み期間は1年半以上におよぶ見込みである。

また,別居家族に借金があることも一因となり,連帯保証人が見つからなかった。

そのため,貸付にいたらなかった。

③

（世帯構成）

単身世帯（60代女性,無職）

（申請理由）

検査料が健康保険適用外で全額自己負担のため,支払えない（婦人科疾患および心疾患等のため,精密検査を勧められた）

（経過）

収入は年金のみ約8万円である。

担当者が生活保護申請をすすめるが,本人が葬式代として100万円を貯めており,取り崩し

たかないという意向が強く,申請を忌避した。

検査は健康保険対象外であったため,貸付対象にならず,別居の子に相談してから来所するよう指示した。

それ以降,再来所はない。(筆者註 調査日時点)

事例から見る療養資金貸付の問題点と課題

以上の事例から,介護・療養資金貸付申請が受理されることを阻む条件について,次の二点が挙げられる。

一点目は,療養期間が原則1年以内(但し,必要な場合は1年半以内を限度とする)であることの問題である。慢性疾患等の増加している現在,1年半以内を限度とするという規定は制度利用の障壁となるものと考えられる。

二点目は,保険診療の適用外の問題である。保険外診療の自己負担の適否については,特に医師によって必要性が高いと認められる事例であれば,貸付の対象とする検討の余地は残されるところと思われる。

生活福祉資金貸付制度が「現状は非常に使い勝手が悪い制度になっている」といわれるのも制度運用の硬直化に由来することにも一因があると言えよう。

『滋賀社会福祉研究 第6号』 滋賀県社会福祉協議会 2004年発行
より一部加筆修正の上抜粋したものである。